

# 第4章 土地利用の規制

## 1 都市計画法に基づく開発行為許可件数・面積

県全体(富山市、高岡市含む)

(単位:件、ha)

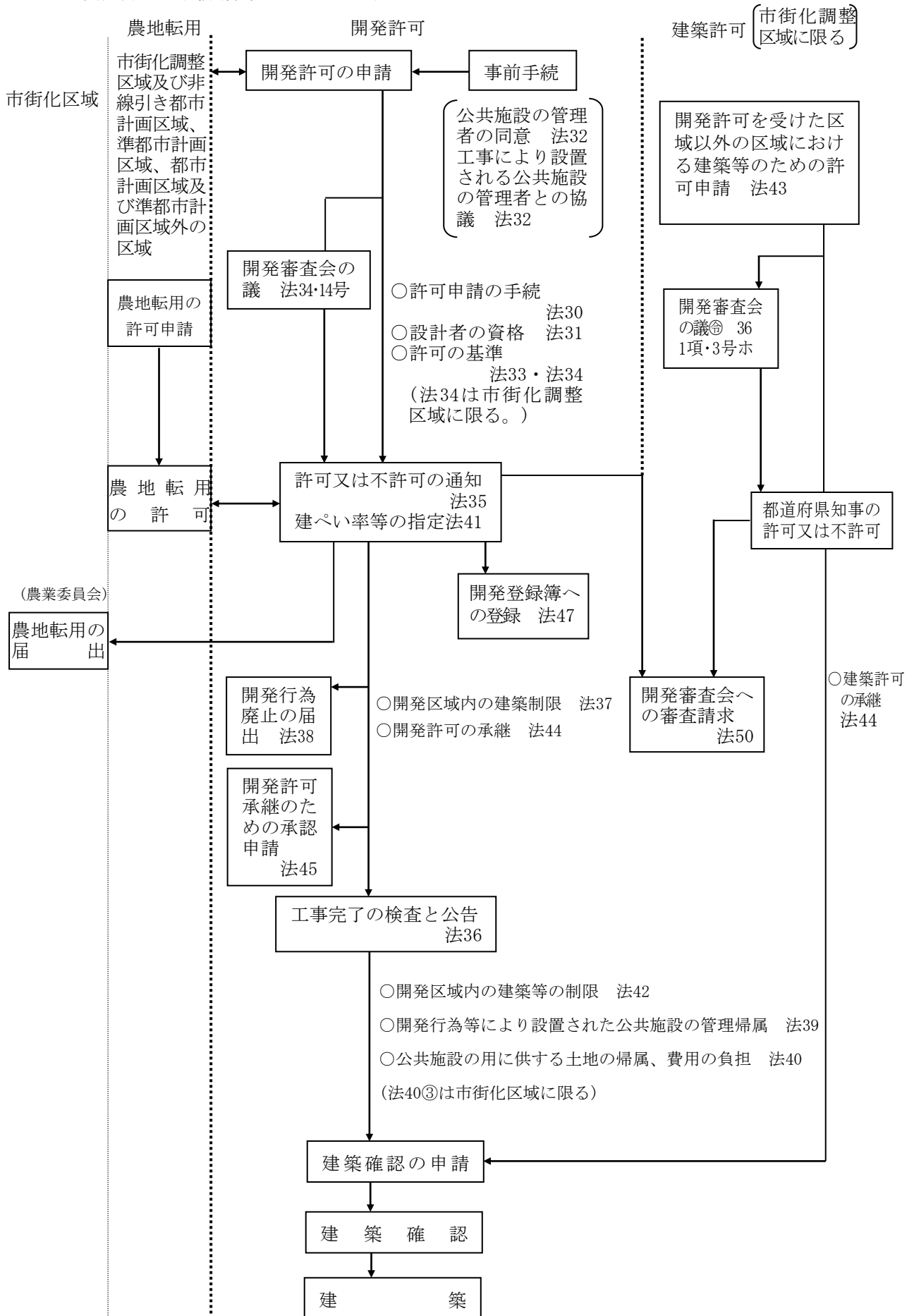
区分	年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	線引	区域	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積	住宅地	面積
線引	市街化区域	住宅地	49	27.5	72	27.5	55	14.6	85	26.4	80	25.5	58	23.3	81	31.7	64	17.9	47	11.7	53	13.5
		住宅地以外	16	4.9	16	4.9	15	6.5	19	6.0	12	4.0	17	36.3	9	4.6	7	2.2	8	3.3	10	3.1
		小計	65	32.4	88	32.4	70	21.1	104	32.5	92	22.0	75	59.6	90	36.3	71	20.1	55	15.1	63	16.6
都市計画区域	市街化調整区域	住宅地	91	13.0	78	13.0	74	3.6	48	4.3	46	2.4	45	4.7	59	2.6	66	2.9	59	2.3	46	1.7
		住宅地以外	33	3.5	13	3.5	14	2.0	24	10.2	17	5.1	15	3.3	19	6.5	8	3.0	12	15.0	11	1.9
		小計	124	16.5	91	16.5	88	5.7	72	14.5	63	7.5	60	8.0	78	9.1	74	5.9	71	17.3	57	3.6
区域計	住宅地	140	40.5	150	40.5	129	18.2	133	30.7	126	28.0	103	28.0	140	34.2	130	20.8	106	14.0	99	15.3	
	住宅地以外	49	8.5	29	8.5	29	8.5	43	16.2	29	9.1	32	39.6	28	11.1	15	5.2	20	18.3	21	5.0	
	小計	189	49.0	179	49.0	158	26.7	176	46.9	155	37.0	135	67.6	168	45.3	145	26.0	126	32.3	120	20.3	
非線引都市計画区域	住宅地	5	16.0	12	7.8	6	4.1	7	5.5	10	5.3	11	7.9	16	12.1	9	6.2	13	11.8	14	11.2	
	住宅地以外	14	50.3	14	15.5	25	45.6	18	20.6	15	26.3	13	23.3	21	29.2	18	13.9	23	19.2	14	15.4	
	小計	19	66.3	26	23.3	31	49.7	25	26.1	25	31.5	24	31.2	37	41.2	27	20.1	36	30.9	28	26.6	
準都市計画区域及外	住宅地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	住宅地以外	3	25.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	3	25.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計	住宅地	145	35.1	162	48.3	135	22.3	140	36.2	136	33.2	114	36.0	156	46.3	139	27.0	119	25.8	113	26.5	
	住宅地以外	66	88.6	43	23.9	54	54.1	61	36.8	44	35.3	46	67.6	49	40.3	33	19.1	43	37.5	35	20.4	
	小計	211	123.7	205	72.2	189	76.4	201	73.0	180	68.6	160	103.6	205	86.6	172	46.1	162	63.3	148	46.9	

資料：建築住宅課

◎都市計画法に基づく開発行為の許可とは

開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項または第2項に基づき、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。市街化調整区域内においては全て、市街化区域内においては1,000㎡以上、準都市計画区域内及び非線引き都市計画区域内においては3,000㎡以上、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域においては1ha以上の開発行為がその対象となる。なお、富山県では、平成31年3月現在、準都市計画区域の指定はされていない。

▼ 開発許可の手続(都市計画法による)



## 2 農地法に基づく転用行為

▼農地転用の許可届出件数及び面積

(単位：件、ha)

年次及び市町村	許 可		届 出	
	件 数	面 積	件 数	面 積
平成22年	942	141.8	472	29.7
平成23年	776	101.9	471	28.4
平成24年	831	113.2	607	49.0
平成25年	873	123.8	548	36.3
平成26年	948	113.9	613	41.9
平成27年	1014	112.8	540	41.7
平成28年	925	111.1	682	50.6
平成29年	927	102.1	645	50.2
平成30年	789	115.9	577	76.7
令和元年	817	106.6	517	42.7
令和2年	886	112.6	440	30.5
富山市	175	26.6	200	15.6
高岡市	96	11.6	126	6.6
射水市	72	12.3	114	8.3
魚津市	70	5.1	0	0.0
氷見市	30	2.3	0	0.0
滑川市	76	6.8	0	0.0
黒部市	57	8.0	0	0.0
砺波市	52	14.5	0	0.0
小矢部市	59	8.2	0	0.0
南砺市	78	6.8	0	0.0
市 計	765	102.2	440	30.5
舟橋村	1	0.1	0	0.0
上市町	29	2.2	0	0.0
立山町	58	2.9	0	0.0
入善町	25	4.7	0	0.0
朝日町	8	0.5	0	0.0
町 村 計	121	10.4	0	0

資料：農業経営課

(注)面積は小数点第2位を四捨五入(合計数値は一致しない)

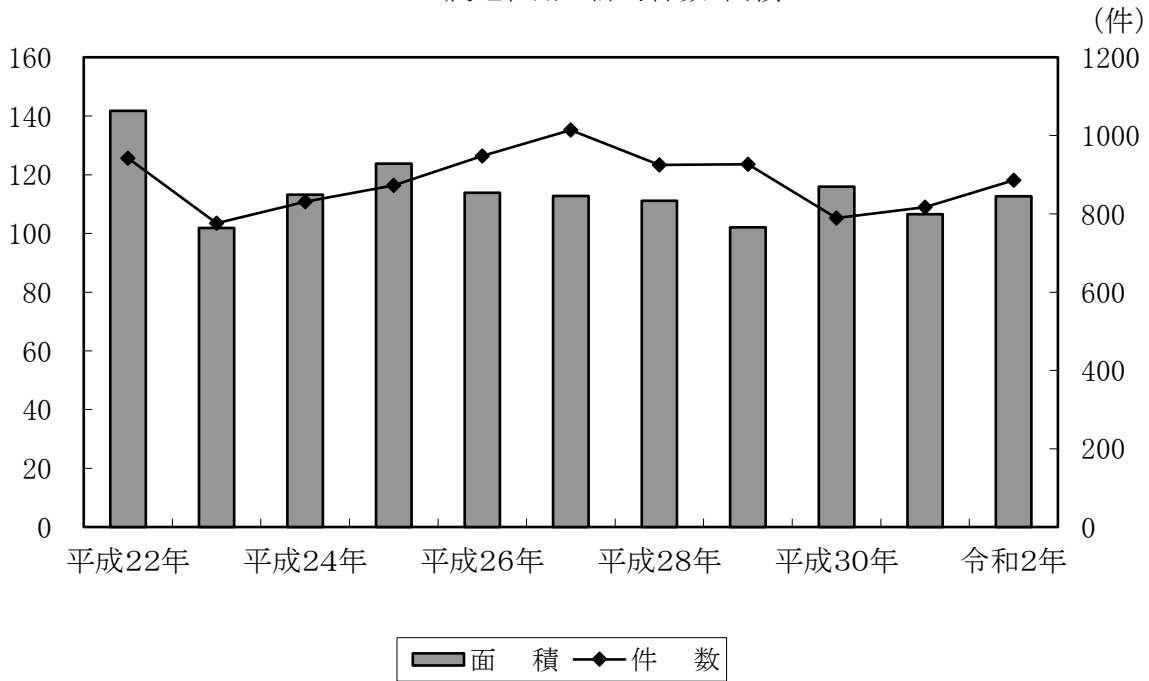
### ◎ 農地転用の許可および届出とは

農地法第4条に基づき、農地を農地以外にする場合及び農地法第5条に基づき農地又は採草牧草地をそれ以外のものにするために所有権等農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定又は移転する場合、当事者は都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長の許可を受けなければならない。(4haを超える場合は農林水産大臣に協議必要)

(市街化区域内にある農地の場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよい。)

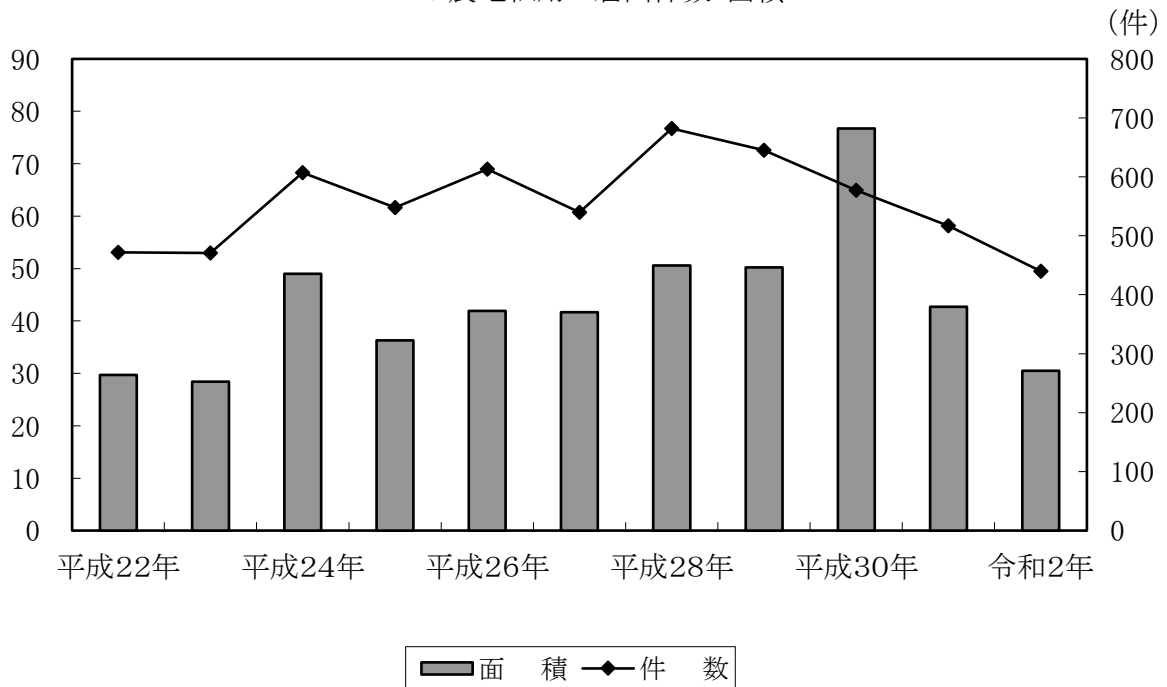
(単位:ha)

▼農地転用の許可件数・面積



(単位:ha)

▼農地転用の届出件数・面積



◎許可件数・面積について、令和2年は前年と比べると、件数・面積ともに増加している。  
◎届出件数・面積について、令和2年は前年と比べると、件数・面積ともに減少している。

### 3 森林法に基づく開発行為

#### (1) 地域森林計画対象民有林における許可件数・面積

(単位:件、ha)

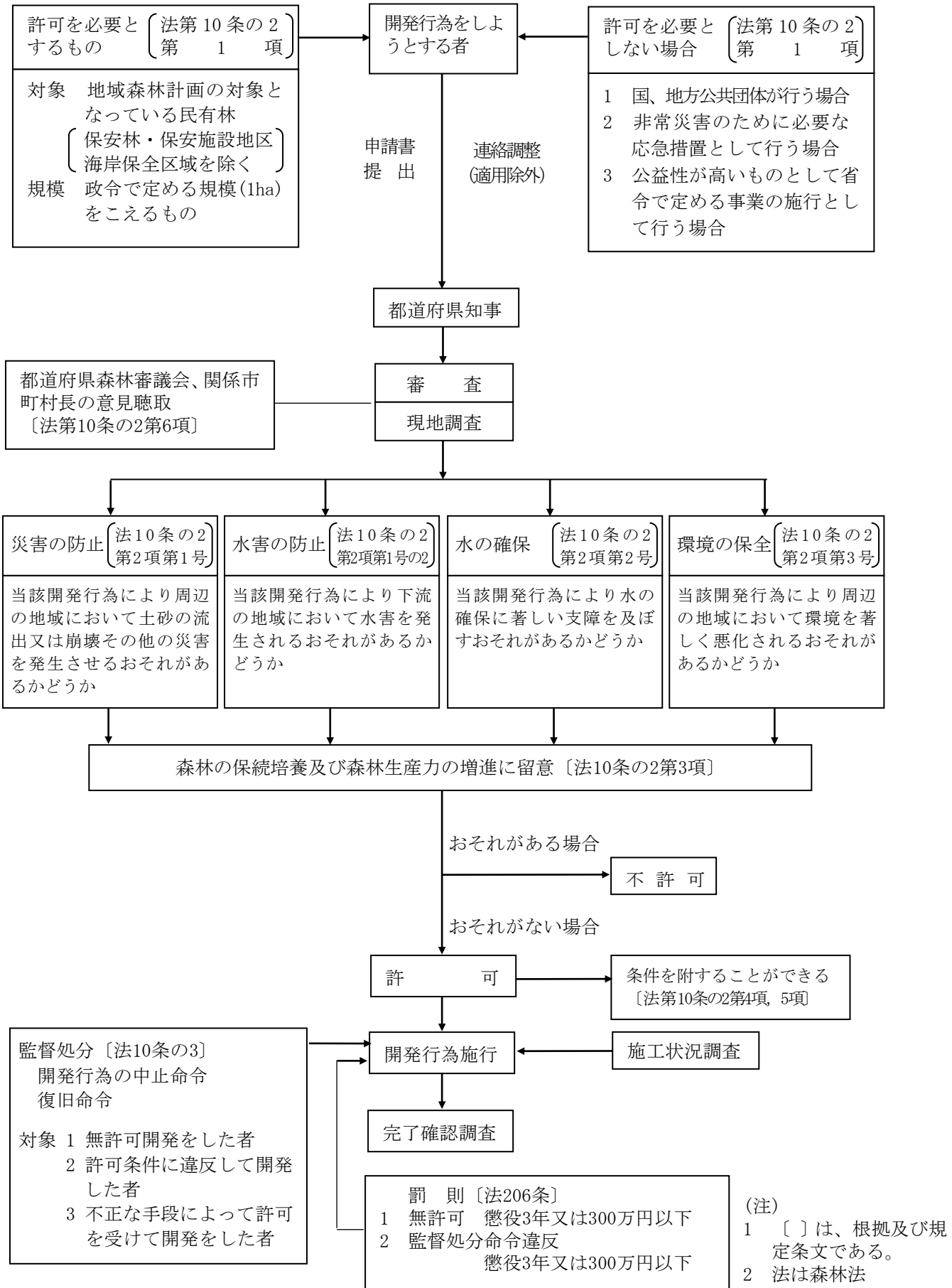
年次及び 市町村	総数		住宅		ゴルフ場		観光レクリ ーション施設		土石の採掘		工場・事業 場		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成19年度	1	3							1	3				
平成20年度	2	7							2	7				
平成21年度	3	9							1	4	2	5		
平成22年度	2	5							1	3	1	2		
平成23年度	1	3									1	3		
平成24年度	0	0												
平成25年度	5	20							2	9	3	11		
平成26年度	2	20							1	3	1	17		
平成27年度	4	22							2	12	2	10		
平成28年度	1	5									1	5		
平成29年度	1										1	3		
平成30年度	1	3									1	3		
令和元年度	1	5							1	5				
令和2年度	2	48							1	4	1	44		
令和3年度	2	12							1	5	1	7		

資料：森林政策課

◎地域森林計画対象民有林における許可とは

森林法第10条の2に基づき地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(保安林、保安施設地区の区域、海岸保全区域内の森林を除く。面積が1ha以上のもの。)

### 林地開発許可制度の体系図



## (2) 保安林解除の件数・面積

(単位:件、ha)

年次及び 市町村	総 数		住 宅		観光レクリエーション施設		公 共 施 設		そ の 他	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成19年	6	1.9					4	0.4	2	1.5
平成20年	4	1.3					2	0.2	2	1.1
平成21年	5	0.6					3	0.2	2	0.4
平成22年	11	15.7					9	4.9	2	10.8
平成23年	0	0.0								
平成24年	5	0.3					3	0.2	2	0.1
平成25年	5	5.6					3	0.6	2	5.0
平成26年	5	1.1					4	1.0	1	0.1
平成27年	5	0.5					5	0.5		
平成28年	5	2.2					5	2.2		
平成29年	1	0.1							1	0.1
平成30年	5	0.6					5	0.6		
令和元年	2	1.0					2	1.0		
令和2年	2	0.04					1	0.02	1	0.02
令和3年	5	2.8					5	2.8		
富山市										
高岡市										
魚津市										
氷見市										
滑川市										
黒部市	1	0.2					1	0.2		
砺波市										
南砺市	1	0.3					1	0.3		
小矢部市										
射水市										
舟橋村										
上市町										
立山町										
入善町										
朝日町	2	2.3					2	2.3		

資料：森林政策課

◎保安林解除とは

森林法第25条に基づき農林水産大臣は、水源のかん養、土砂の流出の防備等公益上の目的を達成するため、必要があれば森林を保安林に指定し、土地の形質変更等の行為を制限しているが、公益上の理由により必要が生じたときは、その指定を解除することができる。

#### 4 自然公園法に基づく開発行為

##### ▼ 自然公園区域における行為の許可・届出件数

(単位：件)

年次及び公園別	許 可	届 出
平成22年度	114	2
平成23年度	129	1
平成24年度	126	2
平成25年度	129	0
平成26年度	144	7
平成27年度	140	6
平成28年度	157	7
平成29年度	100	5
平成30年度	119	3
令和元年度	138	1
令和2年度	140	2
令和3年度	129	0
国立公園	75	0
中部山岳	75	0
白山	0	0
国定公園	12	0
能登半島	12	0
県立自然公園	42	0
朝日	6	0
有峰	13	0
五箇山	11	0
白木水無	4	0
医王山	3	0
僧ヶ岳	5	0

(注) 国の機関が行う協議の件数も許可の項目に含む。

資料：自然保護課

##### ◎ 自然公園地域における行為の許可・届出とは

自然公園法第20条、第21条、第22条、第33条、第73条に基づき自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内で工作物の新築・改築・増築や土地の形質変更等の行為をしようとする者は、環境大臣または県知事への許可申請、届出が必要となる。

#### 5 自然環境保全法・条例に基づく開発行為

##### ▼ 県自然環境保全地域における行為の許可・届出件数

(単位：件)

年 度	届 出			許 可		
	総数	特別地区	普通地区	総数	特別地区	普通地区
平成23年度	-	-	-	-	-	-
24年度	-	-	-	1	1	-
25年度	-	-	-	1	1	-
26年度	1	-	1	-	-	-
27年度	-	-	-	2	2	-
28年度	-	-	-	2	2	-
29年度	-	-	-	-	-	-
30年度	-	-	-	-	-	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-
2年度	-	-	-	-	-	-
3年度	1	-	1	-	-	-

(注) ( )内は国、地方公共団体からの協議件数

資料：自然保護課

##### ◎ 県自然環境保全地域における行為の許可、届出とは

富山県自然環境保全条例第11条、第12条、第14条に基づき県自然環境保全地域内で工作物の新築・改築・増築や土地の形質変更等の行為をしようとする者は、県知事への許可申請、届出が必要となる。



## 6 富山県土地対策要綱(大規模開発に係る手続き等)

### (1) 富山県土地対策要綱の概要

5ha以上の大規模開発をしようとするときは、個別法（都市計画法、農地法等）の申請に先立ち、富山県土地対策要綱に基づく開発行為届出書をその開発しようとする土地の所在する市町村の長を経由して、知事に提出するものとされています。

また、20ha以上の大規模開発については、開発行為届出書の提出前に、事前審査申出書を同様に提出するものとされています。

知事は、事前審査申出書、開発行為届出書が提出されたときは、自然環境の保全及び適性かつ合理的な土地利用が図られるよう総合的に審査調整を行います。なお、5ha未満でも都市計画法や森林法などの法律に定められた許可が必要な場合があります。

この要綱は、関係法令に別段の定めがあるものを除くほか、開発行為について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全及び適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的としています。

### (2) 富山県土地対策要綱第4条に基づく開発行為の届出件数・面積（変更含む）

単位:件、ha

年度	用途別	分譲住宅	工場 商業施設 等	ゴルフ場	土砂採取	産業廃棄 物処理施 設	その他	計
	件数							
平成23年	件数					1		1
	面積					12.5		12.5
24年	件数	1			1		1	3
	面積	8.7			20.0		7.2	35.8
25年	件数				2	2	2	6
	面積				18.2	21.8	22.9	62.9
26年	件数				1			1
	面積				16.0			16.0
27年	件数				2	1		3
	面積				26.8	61.8		88.6
28年	件数				6	2		8
	面積				111.7	69.2		180.9
29年	件数		1				1	2
	面積		6.06				59.1	65.16
30年	件数	-	-	-	-	-	-	-
	面積	-	-	-	-	-	-	-
令和元年	件数				1			1
	面積				44.5			44.5
2年	件数				1	1		2
	面積				19.29	49.87		69.16
3年	件数					1	1	2
	面積					11	7.3	18.3

面積合計は、小数点第2桁を四捨五入しているため、必ずしも計と一致しない。

複数の用途がある場合は、主要な用途に区分している。

## 7 その他の規制状況

(単位:箇所、ha)

	(1) 急傾斜地崩壊危険区域		(2) 砂防指定地		(3) 災害危険区域	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
富山市	64	215	177	42,813	64	215
高岡市	67	178	39	231	67	178
魚津市	28	111	86	654	28	111
氷見市	102	378	91	718	103	393
滑川市	7	40	16	68	7	40
黒部市	23	71	46	557	23	71
砺波市	14	24	23	78	14	24
小矢部市	15	25	73	524	15	25
南砺市	26	82	221	769	27	83
射水市	5	7	4	36	5	7
舟橋村	0	0	0	0	0	0
上市町	10	89	99	545	11	90
立山町	7	41	36	198	7	41
入善町	1	1	10	30	1	1
朝日町	12	36	70	232	12	36
合計	381	1,298	991	47,452	384	1,315
調査期日	令和4年3月31日現在		同左		同左	
資料名	砂防課資料		同左		建築住宅課資料	

(注)計の不一致は四捨五入による。

※(1) 急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害のおそれのある区域について、都道府県知事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定するものです。

※(2) 砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防設備を要し、または一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域のことです。

※(3) 災害危険区域とは、富山県建築基準法施行条例第2条に定められた区域で、この区域内においては住居の用に供する建築物の建築が原則禁止されております。

## (4)地すべり防止区域

(単位:箇所、ha)

	国土交通省所管		林 野 庁 所 管		農村振興局所管		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
富山市	40	1,944	30	801	8	464	78	3,209
高岡市	7	175	5	172	1	6	13	353
魚津市	6	243	10	279	2	158	18	680
氷見市	29	2,287	39	1,075	16	1,056	84	4,418
滑川市	1	39	4	57			5	96
黒部市	1	63	7	273	2	110	10	446
砺波市	8	202	6	181	6	402	20	785
小矢部市	19	431	6	300	4	117	29	848
南砺市	13	303	23	832	7	452	43	1,587
射水市	1	5					1	5
舟橋村							0	0
上市町	5	257	3	43			8	300
立山町	7	252	4	521			11	773
入善町							0	0
朝日町	7	102	8	209			15	311
合 計	144	6,304	145	4,743	46	2,765	335	13,812
調査期日	令和4年3月31日 現在		同左		同左			
資料名	砂防課資料		森林政策課資料		農村整備課資料			

(注)計の不一致は四捨五入による。

- ※(4) 地すべり防止区域とは、「地すべり等防止法」で定められた区域で、地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設や擁壁等、必要な施設を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣、又は国土交通大臣が指定する土地のことです。

## (5) 河川区域(河川の現況)

令和4年3月31日現在(単位:本、m)

河川総括表(兩岸平均)						
	一級河川		二級河川		合計	
	河川数	河川延長	河川数	河川延長	河川数	河川延長
本川	(5) 5	(135,100) 301,635	29	255,601	(5) 34	(135,100) 557,236
支川	(5) 208	(30,120) 864,849	68	211,149	(5) 276	(30,120) 1,075,998
派川	(1) 3	(2,400) 4,656	4	8,822	(1) 7	(2,400) 13,478
湧	—	—	1	2,700	1	2,700
計	(11) 216	(167,620) 1,171,140	102	478,272	(11) 318	(167,620) 1,649,412

(注)備考( )内は、国土交通大臣管理区間延長で内数である。

資料：河川課

◎河川法(昭和39年法律第167号)に基づき、国及び県が管理している河川について掲載している。県内の河川は、318河川で延長約1,649kmあり、そのうち県が管理する河川は307河川で総延長約1,482kmである。

## (6) 鳥獣保護区(特別保護地区)

令和4年3月31日現在(単位:箇所、ha)

区分		箇所数	管理者別		面積	
			国	県	国	県
1. 森林鳥獣生息地の保護区	県指定	23 (4)	—	23 (4)	—	31,899 (2,240)
2. 大規模生息地の保護区	—	—	—	—	—	—
3. 集団渡来地の保護区	県指定	4 (1)	—	4 (1)	—	7,100 (1)
4. 集団繁殖地の保護区	—	—	—	—	—	—
5. 希少鳥獣生息地の保護区	国指定	1 (1)	1 (1)	—	64,819 (13,729)	—
6. 希少鳥獣生息地の保護区	県指定	1 (1)	—	1 (1)	—	1,080 (3)
7. 生息地回廊の鳥獣保護区	県指定	—	—	—	—	—
8. 身近な鳥獣保護区	県指定	11 (3)	—	11 (3)	—	2,584 (202)
計		40 (10)	1 (1)	39 (9)	64,819 (13,729)	42,663 (2,446)

(注)( )内は特別保護地区で内数である。

資料：自然保護課

◎鳥獣保護区(特別保護地区)とは、野生鳥獣の保護繁殖を図るための区域で捕獲行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項)。

## (7) 史跡名勝天然記念物

令和4年3月31日現在(単位:箇所)

種類 区分	史跡		名勝		天然記念物		史跡・名勝	計
	史跡	名勝	名勝	天然記念物	名勝	天然記念物		
国指定	21	1	22(6)	2(1)	0	0	46(7)	
県指定	28	1	46	1	1	0	77	
市町村	184	16	134	4	1	0	339	

(注)( )内は特別天然記念物、特別名勝特別天然記念物で内数である。

資料：生涯学習・文化財室

◎記念物のうち、貝塚、古墳、城跡などの遺跡で重要なものを「史跡」、庭園、峡谷、海浜などの名勝地で重要なものを「名勝」、動物、植物、地質鉱物で重要なものを「天然記念物」に指定する。

## (8) 海岸保全区域

令和4年3月31日現在

所 管 省 庁	海 岸 総 延 長	海岸保全区域指定延長
国土交通省(河川局)	51,544m	49,834m
国土交通省(港湾局)	71,000m	20,186m
農 林 水 産 省	24,850m	15,835m
計	147,394m	85,855m

資料：河川課、港湾課、水産漁港課

◎海岸保全区域とは、知事が必要に応じて指定する。海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸に係る一定の区域をいう。(海岸法第1、3条)

## (9) 港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区

令和4年3月31日現在

港 湾 名	種 類	管 理 者	関係市町村	港湾区域面積	港湾隣接地域面積	臨港地区面積	都市計画区域内外
伏木富山港	国際拠点港湾	富 山 県	富山市	1,761ha	54ha	64.4ha	区 域 内
			射水市	3,821ha	41ha	302.6ha	
			高岡市	1,089ha	27ha	165.2ha	
魚津港	地方港湾	富 山 県	魚津市	565ha	26ha	9.1ha	区 域 内

◎港湾の種類について(港湾法第2条)

資料：港湾課、都市計画課

「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいう。

「重要港湾」とは国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

## (10) 漁 港 区 域

令和4年3月31日現在

種類 港数	第1種漁港	第2種漁港	第3種漁港	第4種漁港	計
	港 数	10	4	2	—

◎漁港の種別について(漁港漁場整備法第5条)

資料：水産漁港課

第1種漁港・その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港・その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港・その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港・離島その他辺地にあつて漁港の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

## (11) 風 致 地 区

令和4年3月31日現在

市 町 村	箇 所 数	面 積	地 区 名
富 山 市	2	294.0ha	呉羽山、富山城址
高 岡 市	5	883.0ha	二上山、高岡公園、瑞龍寺、前田公園、勝興寺

資料：都市計画課

◎風致地区とは、都市計画区域において、都市の風致を維持するため定める地区をいう。

(都市計画法第9条)